

議員提出議案第五号

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十二年十一月三十日

提出者

杉並区議会議員

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
岩田	山田	井口	小野	富本	河津	河野	太田	小泉	今井	鈴木	大泉	横山	小川	小川
いくま	なおこ	かづ子	清人	卓	利恵子	庄次郎	哲二	やすお	譲	信男	時男	えみ	宗次郎	宗次郎

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

は な し	関	伊 田	斉 藤	中 村	北	川 原 口	大 槻	渡 辺	島 田	青 木	脇 坂	増 田	五 十 嵐	安 斉	大 熊	藤 本
俊 郎	昌 央	と し ゆ き	常 男	康 弘	明 範	宏 之	城 一	富 士 雄	敏 光	さ ち え	た つ や	裕 一	千 代	あ き ら	昌 巳	な お や

杉並区議会議長

小

泉

やすお

様

同 同 同 同 同 同 同

松	原	く	小	原	藤	吉
浦	田	す	倉	口	原	田
		や				
		ま				
芳	あ	美	順	昭	淳	あ
子	き	紀	子	人	一	い
	ら					

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年杉並区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十一年六月」を「平成二十二年十二月」に、「百分の百八十」を「百分の百八十五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十三」に改める。

附則第四項中「平成二十一年十二月」を「平成二十三年三月」に、「百分の百八十五」を「百分の三十」に、「百分の百八十」を「百分の十」に改める。

附則第五項を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

区議会議員の期末手当を改定する等の必要がある。

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
1 及び 2 略	1 及び 2 略
<p>3 平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する第八条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百八十五」とあるのは、「百分の百五十三」とする。</p>	<p>3 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第八条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百八十」とあるのは、「百分の百六十」とする。</p>
<p>4 平成二十三年三月に支給する期末手当に関する第八条第二項の規定の適用については、同項中「百分の三十」とあるのは、「百分の十」とする。</p>	<p>4 平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する第八条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百八十五」とあるのは、「百分の百八十」とする。</p> <p>5 平成二十二年三月に支給する期末手当に関する第八条第二項の規定の適用については、同項中「百分の三十」とあるのは、「百分の二十二」とする。</p>

期末手当の改定の概要

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容		
期 末 手 当	平成22年度支給月数		
	区 分	現 行	改 正
	6月期	1. 8 0	1. 8 0
	12月期	<u>1. 8 5</u>	<u>1. 5 3</u>
	3月期	<u>0. 3 0</u>	<u>0. 1 0</u>
合 計	<u>3. 9 5</u>	<u>3. 4 3</u>	
施 行 期 日	公布の日から施行する。		